



◆ 行政相談 電話：06-6241-5111

開設日	相 談 内 容	受 付 時 間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30～18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。）相談時間は一組30分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は 11 時開店です。10 時 30 分～11 時の間は、電話のみの対応になります。

12 時～13 時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

※ 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律・多重債務相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専 門 相 談	受 付 時 間
1	水 産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
2	木 電気通信相談	13:15～15:30
3	金 家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00～15:30
4	土 法 律 相 談【要予約、対面のみ】	13:00～16:20
7	火 民事調停手続に関する相談（隣人とのトラブルなど）	13:00～16:30
9	木 多重債務相談【要予約】	10月5日まで予約受付
11	土 産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
12	日 10月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 税金相談	13:00～16:30
14	火 行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00～16:30
15	水 産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
20	月 司 法 書 士 相 談	13:00～16:30
23	木 不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00～16:30
24	金 年金・社会保険相談	13:00～16:30
27	月 身 の ま わ り の 環 境 相 談	14:00～15:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年3月の間）までの利用となります（同日は不可）。

※ 相談時間は「多重債務相談」以外はすべて1組30分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

近畿管区行政評価局
ホームページ



★ 10月12日の日曜特別相談は……

税金相談(担当：近畿税理士会)

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください

- 相続税・贈与税や住宅等不動産売買時の税金の相談
- 年金、退職金、パート収入、ネット販売と税金に関する相談

◆ 行政相談 電話：06-6241-5111

開設日	相 談 内 容	受 付 時 間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30～18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。）相談時間は一組30分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は 11 時開店です。10 時 30 分～11 時の間は、電話のみの対応になります。

12 時～13 時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

※ 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律・多重債務・労働相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専 門 相 談	受 付 時 間
1	土 法 律 相 談【要予約、対面のみ】	13:00～16:20
4	火 民事調停手続に関する相談（隣人とのトラブルなど）	13:00～16:30
5	水 産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
7	金 家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00～15:30
8	土 産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
9	日 11月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 年金・社会保険相談	13:00～16:30
11	火 行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00～16:30
12	水 都市再生機構（UR）住宅相談	13:15～15:30
13	木 多重債務相談【要予約】	11月9日まで予約受付
14	金 労 働 相 談【要予約】	11月10日まで予約受付
17	月 司 法 書 士 相 談	13:00～16:30
19	水 産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
25	火 税 金 相 談	13:00～16:30
28	木 不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00～16:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談、労働相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年3月の間）までの利用となります（同日は不可）。

※ 相談時間は「多重債務相談」「労働相談」以外はすべて1組30分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

近畿管区行政評価局
ホームページ



★ 11月9日の日曜特別相談は……

年金・社会保険相談（担当：大阪府社会保険労務士会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

- ☆ 国民年金保険料の支払い、国民年金・厚生年金の給付に関する相談
- ☆ 年金・健康保険の手続に関する相談